

静岡市育英奨学金の返還免除制度の計算例等について

卒業後に市が定める条件を満たした場合、短大生は最高 年額 4 万 5 千円、大学生は最高 年額 6 万円の返還免除を受けることができます。 ※返還金や市民税の滞納等がある場合は適用されない場合があります。

(1) 返還免除額等について

ア 奨学生の中に貸与を受けた奨学金の額を、貸与期間の 2 倍の期間（8 年を超える場合は 8 年とする。）をもって均等に返還する場合の 1 年分の返還額の 2 分の 1 に相当する額以内の奨学金の額を免除します。

イ 免除額の決定は 1 年ごとに実施します。

ウ 免除制度の適用を受けるために相当な期間、返還の猶予を受けることができます。

(2) 返還免除額の計算例について

例 大学生の場合

4 年間貸与を受けた場合の 1 年あたりの免除額は次のとおりです。

① 貸与を受けた奨学金の額 月額 20,000 円 × 12 か月 × 4 年 = 960,000 円

② 貸与期間 4 年

③ 1 年あたりの免除額

(貸与を受けた奨学金の額) (貸与期間 × 2) (均等に返還する場合の 1 年分の返還額)

960,000 円 ÷ 8 年 = 120,000 円

(均等に返還する場合の 1 年分の返還額) (1 年あたりの免除額)

120,000 円 × 1/2 = 60,000 円以内

例 短大生の場合

2 年間貸与を受けた場合の 1 年あたりの免除額は次のとおりです。

① 貸与を受けた奨学金の額 月額 15,000 円 × 12 か月 × 2 年 = 360,000 円

② 貸与期間 2 年

③ 1 年あたりの免除額

(貸与を受けた奨学金の額) (貸与期間 × 2) (均等に返還する場合の 1 年分の返還額)

360,000 円 ÷ 4 年 = 90,000 円

(均等に返還する場合の 1 年分の返還額) (1 年あたりの免除額)

90,000 円 × 1/2 = 45,000 円以内